店舗改装等助成（店舗リフォーム助成）

市では、商工業の振興を促進するとともに、地域経済の活性化を図るため、店舗改装等に要した費用の一部を助成します。

- 申込受付開始日：令和６年４月８日（月）から
- 申　込　期　限：令和６年９月３０日（月）まで
- 工　事　期　限：令和７年１月３１日（金）までに完成する見込みの店舗
- 申込時必要書類：①申請書、②住民票(法人の場合は履歴事項全部証明書等)、③工事請負契約書の写し、④工事内訳書、⑤改修設計図書、⑥施工者の建設業登録（建設業許可通知書）・法人登録（履歴事項全部証明書等）の写し、⑦承諾書（賃借人が申請を行う場合）、⑧委任状（施工者が手続き等を行う場合）

※先着順、予算がなくなりしだい受付を終了します。

※上記のほか、必要に応じて書類を求める場合があります。
※その他、工事着手前後の写真、領収書等支払い確認のできるものが必要となります。

≪助成制度の概要≫

- 対 象 区 域：市内全域
- 助 成 内 容：工事費（消費税を除く）の1/3に相当する額
  ※ただし、３０万円を上限とします
- 助 成 要 件：① 工事費（消費税を除く）が３０万円を超えること
  ② 店舗の所有者または賃借人で、市内で事業を営む個人の方または市内に本店が登録されている法人
  ③ １年以上市内で事業を営んでいること
  ④ 深川市内業者で施行されること
- 工事の種類：① 店舗の内外装などの店舗に係るリフォーム
  ② 併用住宅の場合、店舗と併せて行う併用部分の外装リフォーム
- 工事推奨例：① 子育て中の顧客を対象とした授乳室の設置
  ② 高齢者や障がい者を対象としたトイレの改修や休憩所の設置

【下記の場合は助成対象外となります】

① 起業支援・店舗改装等助成要綱(旧市空き地空き店舗活用事業助成要綱・市店舗リフォーム助成要綱を含む)、深川市住宅持家促進助成要綱、深川市バリアフリー改修助成要綱、深川市住宅リフォーム助成要綱、深川市感染予防対策店舗リフォーム促進助成金交付要綱、深川市緊急経済対策住宅リフォーム助成要綱の規定により過去５年間に助成金の交付を受けている場合

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第2条第１項及び第5項に規定する営業を行う店舗

③ 市税の滞納がある場合

④ 本助成制度を過去５年間に利用したことがある場合など

※過去５年間…平成３１年度(令和元年度)～令和５年度

冷暖房設備（換気機能付エアコン含む）や換気扇、その他備品の設置は**助成対象外**となります

★市ホームページにて申請様式、取扱などを掲載しています。

★申請前の着工や工事内容によっては、助成対象にならないものがありますので、事前にご相談ください。

≪申請・問合せ先≫
深川市 経済・地域振興部 商工労働観光課 商工労政係
電　話：0164-26-2264
メール：shokoro@city.fukagawa.lg.jp
市ＨＰ：**深川市　店舗リフォーム助成** で検索